

中村延子

NOBUKO NAKAMURA

区議会レポート

vol.42

令和7年4月号

発行/立憲・国民・ネット・無所属議員団

中野区中野 4-11-19

Phone: 03-3228-8876

Fax: 03-3389-8718

編集/中村延子事務所

中野区弥生町4-32-6-303

Phone: 080-6533-9450

email: n@nakamuranobuko.jp

www.nakamuranobuko.jp



中村延子のプロフィール

1981年 9月2日生まれ 東京都中野区出身

おとめ座/B型/酉年
趣味:音楽、料理、旅行、読書

1994年 東京文化小学校卒業

1997年 東京文化中学校卒業

2001年 米国アニーライトスクール
高等部卒業

2005年 米国クレアモント・ピッツァー
カレッジ卒業

2004年 北京大学医学部へ短期留学

2005年 民間企業に就職

2009年 衆議院議員手塚よしお秘書

2010年 参議院議員蓮舫秘書

2011年 中野区議会議員初当選

2015年 中野区議会議員2期目の当選

2019年 中野区議会議員3期目の当選

2020年 1月第一子を出産

2023年 中野区議会議員選挙にて
4期目の当選(2,057票)

2024年 3月第二子出産



兄と2人で祖母の故郷・広島県福山市にて



メイデイでのスピーチ



北京大学に短期留学



2011年4月中野区議選



立憲・国民・ネット・無所属議員団

中野駅北口エリア再整備計画 (中野サンプラザ跡施設)において、 区が施工予定者との協定を解除へ

昨年10月に施工認可申請が取り下げされ、区と施工予定者は事業計画の見直し方針について協議してきましたが、3月11日の区議会関係委員会に、中野区が今後は協議を継続するのが難しいと判断されたことが報告されました。理由としては、**①現時点で事業成立性が見通しが明らかではないこと** **②当初提案の継承において、公平性・中立性に課題があること** **③6月の事業計画と比較し区民の利用する施設の魅力が十分に踏襲されないこと**、があげられました。これにより、**再整備計画は白紙**となりました。これから事業者と協定解除に向けて協議をしていきます。今後は、サウンディング調査を行い、事業手法から検討をするとしています。



4月から児童館の開館日時が変わります!

4月から、基幹型児童館に移行する9館(南中野、宮の台、城山ふれあいの家、野方、上高田、みずの塔ふれあいの家、北原、大和、かみさぎ)は**月曜日**も開館します。また、水曜日および金曜日は**19時**までの開館となります。その他、詳細は区HPをご確認ください。

おたふくかぜワクチンの任意接種期間が延長されます!

おたふくかぜワクチンが現在不足していることから、令和6年度に年長児だったお子さんの任意予防接種期間が**1年間**延長されます。予防接種については、かかりつけ医にご相談ください。

南台小学校の内覧会に参加しました!

4月より供用開始となる南台小学校の内覧会に参加させていただきました。子どもたちがより良い環境で学べることを嬉しく思います。愛される施設になることを願っています。





第1回定例会の予算特別委員会において、総括質疑を行いました！



財政運営の考え方
について



予算編成方針
について



歳入&歳出
について



子どもの預かり
について



母乳育児支援
について+他

1 令和7年度予算について

- Q** 財政運営の考え方では、施設整備の減価償却費相当の25%を積んでいく事としているが、今後の施設整備にかかる累計を積みない事や物価高騰が続くために余力を持った積み立てにはなっていない。次期基本計画の中で考え方について示されるのか。
- A** 次期基本計画や区有施設整備計画の策定スケジュールと併せて整理する
- Q** 各施設の標準規模を定めるべきと考えるがどうか。
- A** 施設類型ごとに一律の標準規模を設定する事は難しいが、将来の施設更新に向けた準備ができるよう総延べ床面積に係る考え方などについて改めて整理する。
- Q** 標準規模をもつことによりある程度施設の延べ床面積をコントロールできるようになる。標準規模と基金計画を連動させることで安定した財政運営につながると思うが。
- A** 区有施設と基金計画の連動は重要だと考える。施設更新の経費については改めて次期区有施設整備計画でお示ししたい。
- Q** 現在の社会福祉施設整備基金の積み立て計画には、必要な積み立てができていないのか。現在の積み立て計画にはどのような基準で今後の施設整備を反映しているのか。
- A** 施設整備が具体化した施設を反映している。
- Q** これまでも事業の終期について質問をしてきたが、それは行政評価制度がうまく働いていないのではないかという部分への懸念を解消できる方策のひとつと考えているから。行政評価制度の見直しについてもどのような形が最適なのか検討をすべきと考えるがどうか。
- A** 来年度中に行政評価制度についても見直しに向けた検討を行う予定であり、その中で行政評価の結果を効果的に翌年度予算編成に反映させる事ができるような仕組みを検討したい。
- Q** 不本意な税制改正の影響額について、法人住民税の一部国税化、地方消費税生産基準の見直し、ふるさと納税の影響額はどれくらいか。
- A** 法人住民税の一部国税化は約71億、地方消費税生産基準の見直しは約13億、ふるさと納税として約27億円、あわせて110億円の影響の見込み。
- Q** 病児保育の新たな施設の開設に向けたスケジュールは。
- A** 今年7月開設を予定している。
- Q** 施設の定員や実施時間は。
- A** 定員は1日6名、実施時間は9時から18時までとする。
- Q** 既存の病児保育について使いやすさを高めていく必要性もあると考えるがどうか。
- A** これまでも利用手続きの簡素化や利用要件の緩和を随時行ってきたが、引き続き利用者の意見や他自治体の事例を踏まえ使いやすさを高める方策について検討する。

- Q** ベビーシッター利用支援事業について、小1の壁や長期休みの問題、保護者の働き方により土日の対応など、課題を洗い出し、対象の拡大についても検討すべきと考えるが。
- A** 都の補助制度の拡充内容について詳細を確認するとともに人数や他区の実施状況等も踏まえ、利用上限時間や対象年齢の拡充について検討する。
- Q** ベビーシッター利用支援事業の事業者一覧に入会金や年会費、都の病児保育の実施有無を記載してはどうか。
- A** 情報提供の工夫を都に要望し、区も対応を検討する。



2 科学的根拠に基づいた母乳育児支援について

- Q** 産後ケアの担当はWHOの「母乳代替品のマーケティングに関する国際規準」を知っているのか伺う。
- A** 産後ケア担当内での共通認識には至っていなかった。
- Q** すこやか福祉センター等では、国際規準が守られているのか精査すべきでは。
- A** 国際規準を踏まえ、母子の状況や生活の実態に合わせた適切な支援に努める。
- Q** 今後の施設整備の際には、授乳室のわかりやすさと同時にピクトグラムの表現についても国際規準に沿ったものにしていくべきと考えるがどうか。
- A** 各所管へガイドライン策定の周知をする際に、規準にあった表記となっているか点検するよう併せて周知する。
- Q** 産後ケアはNICUに子どもがいる方も一人で利用できるが、記述がない。周知が必要と考えるがどうか。
- A** 区のHPでは母親のみが利用可能な施設を周知しているが、よりわかりやすい案内となるようHP、かんがるーブックの内容について検討する。
- Q** 授乳室を搾乳にも使えることを周知すべきでは。
- A** 周知や案内方法を検討し、認識の共有を図っていく。
- Q** 産後1年以降も産後ケアを利用できるよう検討してはどうか。
- A** 保健師や栄養士による相談等、産後1年以降も継続的なフォローを行っている。